

平成 25 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 1

平成 26 年 2 月 21 日（金曜日）

建設環境委員会会議録

平成26年2月21日 金曜日

午前10時00分開議

午前10時21分閉議（実時間 21）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査
（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	太 田 広 則 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	庄 野 末 藏 君
委員	古 嶋 津 義 君
委員	前 川 祥 子 君
委員	山 本 幸 廣 君
委員	幸 村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長	宮 川 正 則 君
環境センター建設課長	小 橋 孝 男 君
商工観光部長	宮 村 博 幸 君
重点港湾八代港 営業隊長	高 崎 正 君

○記録担当書記 松 本 和 美 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） 定刻となり定足数

に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

◎所管事務調査

・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

○環境部長（宮川正則君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、定例議会前にもかかわりませず、建設環境委員会を開いていただき、ありがとうございます。環境センター事業におきましては、本委員会及び市議会の各議員の皆さん方に大変御心配いただいております。

建設候補地であります加賀島地区、こちらにつきまして、先週2月13日に開催されました熊本県地方港湾審議会におきまして、八代港港湾計画の改定が承認がなされたところでございます。

本日は、同計画の担当部であります商工観光部のほうから、その概要について説明をさせていただきます。

○商工観光部長（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮村商工観光部長。

○商工観光部長（宮村博幸君） あらためまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工観光部でございます。よろしくお願いいたします。

今、宮川部長のほうから御案内がありましたとおり、去る2月13日に熊本県地方港湾審議会が行われまして、八代港港湾計画の一部変更

等の審議がなされました。

○委員長（成松由紀夫君） 座ってどうぞ。

○商工観光部長（宮村博幸君） 失礼します。
座らせていただきます。

この原案のとおり承認をされたわけでございます。一部変更につきましては、今後国の審議会を経まして、告示をされるという手順にはなりますが、その変更の概要につきまして、高崎重点港湾八代港営業隊長に説明をさせますのでよろしく願いをいたします。

○重点港湾八代港営業隊長（高崎正君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、高崎隊長。

○重点港湾八代港営業隊長（高崎正君） はい。
あらためまして、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）商工観光部重点港湾八代港営業隊高崎でございます。座りまして説明させていただきたいと思います。よろしく願います。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○重点港湾八代港営業隊長（高崎正君） それでは、本年2月13日木曜日に県庁で開催されました熊本県地方港湾審議会において審議されました、八代港港湾計画の一部変更等の概要を説明いたします。

まず、配布しております八代港港湾計画の一部変更の概要、外港地区埠頭の再編計画をごらんください。

本日の所管事務調査対象であります、環境センター建設事業とは直接的な関係はございませんが、今後港湾事業負担金等との絡みも出てまいりますので、御報告をまずさせていただきます。

それでは、資料の3、八代港外港地区における港湾計画の変更内容を説明いたします。

変更内容は、公共埠頭の再編と土地利用計画の変更となっています。

まず、公共埠頭の再編から説明いたします。

目的としましては、八代港外港地区において、効率的な埠頭運営とコンテナ貨物船の大型化に対応するため、岸壁廃置の変更を行うものです。その概要としましては、コンテナ岸壁の既存の水深12メートル岸壁への変更に関するもの、またこれに伴いまして、水深12メートル岸壁の位置に計画してあります水深14メートル岸壁第2バースを現在のコンテナ岸壁の位置へ変更するものでございます。

右のページのほうのですね、岸壁配置の変更案をごらんください。水深14メートル岸壁第2バースと水深10メートルコンテナ岸壁の位置を変更するものでございます。なお、水深14メートル岸壁第2バースとコンテナ岸壁の間、——写真のほうでは船が停泊しておりますけれども、当該部分につきましては昨年整備されました水深14メートル岸壁の第1バースとなっております。

左側のページに戻っていただきまして、計画変更に伴う効果といたしましては、第1に一般貨物を取り扱う水深10メートルから水深14メートル岸壁を一体的な利用が可能となり埠頭の効率的な運営が図られることとなります。

次に水深12メートル岸壁をコンテナ岸壁とすることで、コンテナ船の大型化への対応や背後地の利用拡充も可能となります。

さらに、14メートル岸壁の整備箇所の変更により新たに埋め立てをすることが不要となりますので、整備コストの縮減が可能となるものでございます。

次に、土地利用計画の変更につきましては、埠頭用地を港湾関連用地に変更することで将来的に企業に売却することを可能とすることにより、永続的な企業活動を支援しようとするものでございます。

右側の下段の写真のほうになりますけれども、赤い線で囲ってあります朱塗りの地区を、現在の埠頭用地から港湾関連用地に変更し、売却可

能な用地とするものでございます。

以上が八代港港湾計画の一部変更の概要です。なお、これらの計画の一部変更につきましては熊本県地方港湾審議会にて承認を得ております。今後、港湾管理者である熊本県から国土交通大臣へ計画変更が提出され、交通政策審議会、港湾分科会での審議を経て告示されることとなっております。

次のページになりますけれども、環境センターの立地計画に伴います、八代港港湾計画の軽易な変更案について説明いたします。

資料の左側の下段、3. 八代市環境センターの立地に必要な対応をご覧ください。

記載のとおり、八代市環境センター建設候補地は、港湾計画における土地利用計画では埠頭用地及び港湾関連用地となっており、環境センターを立地させるためには、都市機能用地に変更する必要があります。

赤色で印がついておりますが、下段の表をご覧ください。清掃工場につきましては、都市機能用地に変更しなければ立地できないこととなっております。

次に、右のほうのページの4. 港湾計画における土地利用計画の変更内容の(2) 変更概要をご覧ください。既定計画の黄色の線で囲まれている港湾関連用地3. 1ヘクタールとその下にあります埠頭用地2 1. 2ヘクタールの一部、2. 6ヘクタールとあわせてトータルの5. 7ヘクタールを都市機能用地に変更するものでございます。こちらにつきましては、県地方港湾市議会にて承認をいただいておりますので、事務手続きが終了後告示となります。

以上、御説明いたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、以上の部分について、何か質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、次をお願いします。

○環境部長（宮川正則君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 宮川環境部長。

○環境部長（宮川正則君） それでは、資料の2の部分について御説明させていただきます。2の事業スケジュールについて、小橋課長より説明します。よろしくお願いします。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 小橋環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（小橋孝男君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、環境センター建設事業の進捗状況につきまして、座って御説明させていただきます。

報告事項3点ございます。

まず1点目が、前々回の本委員会での御指摘、御意見に対する対応でございます。

①点目の土地譲渡に関する確約ということで御指摘があってございましたが、ただいまの商工観光部の説明のとおり、2月13日、熊本県地方港湾審議会にて都市機能用地として御承認をいただいております。

続きまして②点目ですが、資材、人件費等の高騰への対応ということで、御意見、御指摘をいただいておりますが、今後は入札公告を打ちました後の、予定価格内での事業者からの提案により対応してまいります。

③点目の出口の問題につきまして、スラグ、焼却灰ともに全面資源化を行う事業者からの提案により対応してまいります。このように計画をしております。

続きまして、2点目の事業スケジュールについてでございますが、お手元の港湾関連の資料の後にA3の事業スケジュールをつけております。この中で、これまでも御説明してまいりましたが、変更部分が出てまいりました。一番上

の環境影響評価は、昨年の１１月に完了しておりますが、２段目の港湾計画変更関係の手続きですが、昨年の１２月に県のほうが港湾計画の変更手続きの開始をされております。それを受けまして、前回までの御説明の中では、今年の５月に地方港湾審議会を開催される予定でございましたが、３カ月ほど早くなりまして、今回２月１３日に審議が終わっております。都市機能用地として環境センターの工事が御承認されております。

今後の県の手続きですが、ここに３点書いております。

不動産鑑定評価の手続、それから現地測量、それから財産審議会がありまして、その後県議会へ売り払いの御承認を提案されるという運びになりまして、このスケジュールでは本年１１月頃、県議会の御承認がいただけるのではないかとということで、もちろん、この後市議会の議決があつて、財産の取得という形になってまいります。

それから、国のほうですが、今回国の土地も合わせまして、地方港湾審議会で５．７ヘクタールを御承認いただいておりますので、この後用途変更承認、それから埋めて立て竣工通知及び登記手続、それから所管がえ手続、それから最後に国有地の取得ということで、このときも市議会の議決が必要となつてまいります。このようなことで、スケジュールを変更してまいります。

それから３段目の都市計画の位置の指定ですが、これは従来どおり本年６月頃を予定しております。都市計画審議会は本年の９月頃を予定しております。

それから、下から２段目の事業者選定の手続きですが、入札公告書類の準備ができまして、今後３月議会で債務負担行為の御承認をいただけるならば、４月の上旬から公告書類の公表を行つて、事業者を募集してまいります。その後、

資格審査結果、——応募した業者が資格を満足しているか、そういった審査を行います。その発表を行います。それから、そこを通過した事業者につきましては、本年１２月頃プレゼンを行っていただきまして、落札者の決定を事業者選定委員会で行うということになっております。それから、来年、年明けまして、基本協定を締結いたしまして、来年年明けの３月議会で本契約の御承認をいただければというふうにスケジュールを組んでおります。事業者が決まりましたならば、２７年度におきまして、実施設計及び協議を行つてまいります。設計が固まりまして計画通知が提出され、確認済み証がいただければ、２８年の春先から工事に着手しまして、２４カ月施工を行ひまして、平成３０年の３月に完成を予定しております。

続きまして、スケジュールにつきまして、次のページの入札公告後のスケジュールをＡ４版でつくっております。ただいま説明しました内容を詳細に書いたものでございます。

まず、①の入札公告、本年４月上旬を予定しております。それから募集要項に対する質問、第１回ですが、５月の１４日頃。

それから④番、それに対する質問への回答を行います。５月の下旬を予定しておりますが、⑤番で資格審査申請書の提出期限ということで６月の４日頃。それから、資格審査結果の通知、資格を全部満足しましたよという結果を通知いたしますが、６月の１１日頃です。それを第１４回の、——すみません、お手元は１５回になってますでしょうか。すみません、第１５回でございませう。（「１４回になつとる」「２６年の６月ですか」と呼ぶ者あり）訂正をお願いします。

１５回です。第１５回選定委員会、６月の下旬——（「全部１回ずつ足して下さい」と呼ぶ者あり）１５回が今度は資格審査結果を通知いたしまして、そこを事業者選定委員会のほうに、参加状況報告を行います。何者参加したかとい

う参加状況報告を行います。それから審査方法に関する審議を行います。

続きまして⑦番で、募集要項に対する質問、第2回の質問を提出していただきます。7月の30日頃です。

それから、それに対しまして、対面的対話と言いまして、アドバイザーのほうで事業者を呼んで質問を行います。そのことを16回は、事業者選定委員会の委員の先生方はオブザーバーとして参加していただきます。第16回ですね。8月の中旬です。

それから、募集要項に対する質問の回答ですが、今年の9月の5日頃を予定しております。

いよいよ、それから事業者は技術提案書を作成してまいります。その締め切りが10月14日頃になります。

その後、形式審査の実施を行います。

第17回では、12月の中旬ですが、技術提案審査に関する審議、それからヒアリングの準備を行ってまいります。

⑫番では、非価格要素審査及び価格審査、技術提案に関するヒアリングを行います。

第18回では、総合評価の実施としまして、今年の12月の中旬ではございますが、事業者からのプレゼンを、事業者選定委員会でヒアリングして、見積書が事前に出されておりますので、その開札立会い、そして合計点の総合評価というふうなことで、落札者の決定をこの日に行います。

それからこれは、第18回の段階では仮契約となりますので、その後基本協定の締結、年明け頃になります。

それから、運営事業者、SPCですね、特別目的会社の設立を行っていただきます。年明けの2月くらいです。

それから、仮契約の締結を行いまして、来年3月の議会に本契約の御提案をさせていただきたいというふうに考えております。

このような流れで進んでまいります。

続きまして大きな3点目の債務負担行為についてですが、DBO事業分の債務負担行為を、期間設定と額を定めております。

まず、債務負担行為の期間ですが、設計・施工分につきまして、平成26年度から平成29年度までの4年間。運営につきましては、平成30年度から平成49年度までの20年間。債務負担行為額ですが、195億4285万9000円としております。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしく御審議お願いします。

○委員長（成松由紀夫君） 本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了いたします。

ほかに、当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で本日の委員会の日程は、全部終了いたしました。これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前10時21分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年2月21日

建設環境委員会

委員長